

# 令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業

(設計施工一括発注方式)

## 実施要領

令和8年6月

富士宮市

## 【目 次】

第1	事業の概要	
1	事業の名称	1
2	事業の目的	1
3	事業者選定方法	1
4	事業の内容	1
5	提案上限額	1
6	支払条件	2
7	事業実施期間	2
8	事業の流れ	2
9	選定事業者の業務	2
10	費用の負担	3
11	市から貸与できる参考資料	3
12	提案書作成に係る事前現地確認の開催	3
13	事業のスケジュール	5
第2	空調設備設置の基本方針	
1	空調設備設置方針	6
2	空調設備設置の基本条件	6
3	要求性能水準	6
第3	応募者の要件	
1	共通事項	6
2	参加資格要件	7
第4	応募の手続	
1	公募の方法	8
2	応募の方法	9
3	選定事業者の決定	11
第5	その他	
1	契約に関する事項	11
2	事業内容の調整	12
3	リスクに関する事項	12
4	その他必要な事項	12
5	市の担当窓口	12

【別表1】対象学校一覧	14
【参考】令和9・10年度 屋内運動場空調設備設置予定校一覧	15
【別表2】資本関係又は人的関係について	16
【別表3】提出書類リスト	17
【別表4】主要リスク分担表	18

# 令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業（設計施工一括発注方式）

## 実施要領

### 第1 事業の概要

#### 1 事業の名称

令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業（設計施工一括発注方式）

#### 2 事業の目的

令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業（設計施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）は、体育授業等で使用する屋内運動場に空調設備※を設置することにより、児童・生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を確保するとともに、防災拠点の機能強化を図ることを目的とする。

なお、本事業においては、モデル校として3校への設置を行い、本事業の検証結果を踏まえ、令和9年度から令和10年度にかけて市内全小中学校への整備を進める。

※ 「空調設備」とは、空調室内機、空調室外機及び制御のための設備並びにエネルギー提供設備を含めた空調設備を稼働させるために必要な全ての設備をいう。

#### 3 事業者選定方法

事業実施に当たっては、民間事業者の技術、ノウハウ、創意工夫等を最大限活用する観点から、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

#### 4 事業の内容

本事業は、【別表1】対象学校一覧（以下「対象学校一覧」という。）に記載する富士宮市（以下「市」という。）の小中学校3校の空調設備の設置に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、選定事業者が設置した空調設備の引渡しを受けるものである。

本事業の業務遂行に係る事業者に要求する最低限満たすべき水準は、別添の令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

なお、本要領及び提出書類説明書（様式集）（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

#### 5 提案上限額

提案上限額は、金2億1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案価格は提案上限額を超えないこと。

内訳は、以下のとおり

小学校：4,000万円  
中学校：1億7,000万円

## 6 支払条件

前払金有り

前払金は、支払予定額（当該年度の出来形予定額）の30パーセントを上限として請求することができる。

残額は、業務完了分について市による引渡検査を実施し、検査の合格後に支払う。支払方法その他の支払条件の詳細は契約書に定める。

## 7 事業実施期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 8 事業の流れ

- (1) 市は、空調設備の設置に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定する。
- (2) 選定事業者は、空調設備の設置に係る積算根拠、図面等を作成し、速やかに市へ報告する。
- (3) 市は、空調設備の設置着手前に、選定事業者と空調設備の設置に係る仮契約を締結する。当該仮契約の締結に当たり、選定事業者は、見積書、その根拠となる空調設備の設計図及び仕様書、各学校の事業契約額内訳書その他市長が必要と認める資料を提出する。
- (4) 市は、選定事業者と空調設備の設置に係る事業契約（以下「事業契約」という。）を締結し、選定事業者は、事業契約に基づき、空調設備の設置を行う。
- (5) 市は、引渡検査の日までの間に、法令変更による費用の増減が生じた場合若しくは生じることが確実である場合又は日本国内における賃金水準若しくは物価水準の変動により事業契約を変更する必要があるときは、選定事業者と変更契約を締結する。
- (6) 市は、空調設備の設置完了後、引渡検査を行い、検査する空調設備に問題がなければ、当該空調設備の引渡しを受ける。

## 9 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

### (1) 「設計業務」

ア 空調設備の設計業務（設置に必要な施工図、設計数量に関する資料及び設計内訳書の作成）

イ その他附随する業務

- (2) 「施工業務」
  - ア 空調設備の施工業務
  - イ 安全対策
  - ウ その他附随する業務
- (3) 「工事監理業務」
  - ア 空調設備の工事監理業務（監理書類作成、品質管理等）
  - イ 完成検査及び引渡検査の実施
  - ウ その他附随する業務

※ 本事業の工事監理は、本事業の施工業務を行う事業者以外の者であって、当該事業者と資本関係、人的関係その他利害関係を有しない独立した者が行うこと。
- (4) 「その他共通業務」
  - ア 学校ごとの調査業務
  - イ 関係法令に基づく各種届出
  - ウ 国庫補助金及び会計検査に係る資料作成等
  - エ その他本事業において必要となる業務

## 10 費用の負担

本事業における市及び選定事業者の費用負担は次のとおりとする。

- (1) 市の負担
  - 選定事業者が行う各種調査、設計・工事監理・工事費等の空調設備の設置・引渡しに関するもので、空調設備の引渡しを受ける上で必要な費用
- (2) 選定事業者の負担
  - 上記(1)の市が負担する費用を除き、市長が空調設備の引渡しを受けるまでの事業実施に要する全ての費用

## 11 市から貸与できる参考資料

本事業を進めるに当たり、貸与できる参考資料は次のとおりとする。なお、資料の貸与は参加を希望する事業者にのみ提供し、本事業の検討のみに使用するものとし、資料の取扱いに注意すること。また、使用目的を終えた後には、そのデータを消去すること。

- (1) 対象校別施設図(CAD形式又はPDF形式のデータ)(以下「施設図」という。)
  - ※ CAD形式のデータがない学校においては、PDF形式のデータで提供する。
- (2) その他市が必要と認める書類

## 12 提案書作成に係る事前現地確認の開催

参加資格要件を満たす事業者で、現地確認を希望するものには、対象校全校を対象とした提案書作成に係る事前の現地確認期間を設ける。

- (1) 実施期間

令和8年7月22日(水)

(2) 申込方法

「事前現地確認申請書」(様式3-1)を記入の上、令和8年7月17日(金)正午までに、富士宮市教育委員会教育部教育総務課(以下「教育総務課」という。)へ提出すること。各事業者の申請内容を調整の上、市から現地確認日時を指定する。

(3) 事前現地確認に関する質問

事前現地確認に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行うこととする。

ア 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「事前現地確認に関する質問書」(様式3-2)に記入し、電子メールにより教育総務課に提出すること。

イ 提出期間 令和8年7月22日(水)から同年7月24日(金)正午まで

ウ E-mail e-somu@city.fujinomiya.lg.jp

エ 回答 令和8年7月31日(金)午後5時(予定)から、市公式ウェブサイトで公表する。

市公式ウェブサイト:

<https://www.city.fujinomiya.lg.jp/3010100000/p004170.html>

富士宮市トップページ>産業・事業者>事業者向け情報>入札・契約情報>プロポーザル方式(企画提案方式)公募>令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業(設計施工一括発注方式)公募型プロポーザル

### 1.3 事業のスケジュール

本事業の予定スケジュールは次に示すとおりとする。

なお、空調設備の完成時期のスケジュールは選定事業者の提案に基づき決定するが、本事業における市への最終的な完成報告は令和9年2月26日(金)まで、引渡しは同年3月12日(金)までとする。

公告	令和8年6月19日(金)
質問書の受付	令和8年6月19日(金)～6月26日(金) 午後5時まで
質問への回答及び公表	令和8年7月3日(金) 午後5時予定
参加表明書の提出	令和8年6月19日(金)～7月8日(水)午後5時まで
参加表明資格審査結果通知	令和8年7月14日(火)
事前現地確認申請書の提出期限	令和8年7月17日(金) 正午まで
事前現地確認	令和8年7月22日(水)
事前現地確認に関する質問	令和8年7月22日(水)～7月24日(金) 正午まで
事前現地確認に関する回答及び公表	令和8年7月31日(金) 午後5時予定
提案書の提出	令和8年8月17日(月) 午後4時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年8月24日(月)
選定事業者の決定及び公表	令和8年8月下旬
仮契約	令和8年8月下旬
事業契約	令和8年9月上旬 ※ 令和8年9月議会議決後
空調設備設置・試運転調整	事業契約後～令和9年2月26日(金) (提案による。) (最終期限は令和9年2月26日(金))
完成報告	令和9年2月26日(金)まで (提案による。)
引渡検査	完成報告後～
引渡し	引渡検査合格後、 令和9年3月12日(金)まで

## 第2 空調設備設置の基本方針

### 1 空調設備設置方針

空調設備設置について、次の方針に沿って設置するものとする。

- (1) 安全・安心で快適な教育環境の実現  
児童・生徒が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。
- (2) 経済的かつ良好な維持管理ができる設備導入  
エネルギー効率が高く、空調設備の長寿命化及びメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備の設置により必要となる附帯設備(受電設備等)にも、同様の配慮を行う。
- (3) 災害時への対応  
GHPを設置する学校においては、災害時のインフラ停止時でも空調設備(全台数)が72時間以上運転可能となる設備を選定する。

### 2 空調設備設置の基本条件

- (1) 基本事項  
市内3校の小中学校の屋内運動場に空調設備を設置する。  
【別表1】対象学校一覧のとおり
- (2) 詳細事項  
各学校の熱源等の詳細は、対象学校一覧による。  
また、受電設備の整備については、必要に応じて増設及び改造での計画とし、整備の際は、停電による学校への影響を最小限とするように配慮すること。  
詳細については、施設図等を参考とする。

### 3 要求性能水準

要求水準書を参照

## 第3 応募者の要件

### 1 共通事項

- (1) 応募者の定義  
応募者は、以下の要件を満たす単独の事業者(以下「単独事業者」という。)又は複数の事業者(以下「構成員」という。)で構成される連合体(以下「連合体」という。)とし、連合体の場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者(以下「代表事業者」という。)を定めなければならない。
- (2) 参加資格  
単独事業者又は連合体は、下記「2 参加資格要件」を満たすものとする。
- (3) 連合体の構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。(代表事業者を除く。)

イ 構成員は、他の提案を行う連合体の構成員となることはできない。

(4) その他

法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等(代表事業者を除く。)により、当該要件を満たすものとする。

## 2 参加資格要件

(1) 単独事業者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は第2項各号の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

ウ 参加表明書の提出日から本事業の事業契約の締結日までの間、市長から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

オ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、【別表2】資本関係又は人的関係について定める資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ないものとする。)

カ 富士宮市、富士市、沼津市、三島市又は静岡市内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者であること。

キ 令和8年7月8日(水)(参加表明書の提出期限)時点において、富士宮市建設工事入札参加資格を有する者又は当該審査を申請済みの者であること。

ク 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による管工事業及び電気工事業の特定建設業許可を有する者であること。

ケ 経営規模等評価結果通知書の管工事及び電気工事の総合評点値(P)が700点以上の者であること。

## (2) 連合体

- ア 構成員（代表事業者を含む。以下同じ。）の全員が上記(1)のアからオまでの要件を満たしていること。
- イ 構成員のうち、施工業務を行う者は、次の要件を満たしていること。
  - (ア) 富士宮市、富士市、沼津市、三島市又は静岡市内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者であること。
  - (イ) 令和8年7月8日(水)（参加表明書の提出期限）時点において、富士宮市建設工事入札参加資格を有する者又は当該審査を申請済みの者であること。
  - (ウ) 構成員の施工業務を行う者のうち、管工事業を行う者は、次の a、b の要件を満たしていること。
    - a 建設業法の規定による管工事業の特定建設業許可を有する者であること。
    - b 経営規模等評価結果通知書の管工事の総合評点値(P)が700点以上であること。
  - (エ) 構成員の施工業務を行う者のうち、電気工事業を行う者は、次の a、b の要件を満たしていること。
    - a 建設業法の規定による電気工事業の特定建設業許可を有する者であること。
    - b 経営規模等評価結果通知書の電気工事の総合評点値(P)が700点以上であること。
- ウ 構成員のうち、施工業務以外の業務を行う者は、令和8年7月8日(水)（参加表明書の提出期限）時点において、測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格若しくは製造等入札参加資格を有する者又は当該審査を申請済みの者であること。

## 第4 応募の手続

### 1 公募の方法

#### (1) 実施要領等の公表

##### ア 公表日時

令和8年6月19日(金)

##### イ 公表方法

市公式ウェブサイトで公表するとともに、教育総務課において配布する（実施要領、要求水準書、事業者選定基準及び様式集を各1部）。

##### ウ 配布期間

令和8年6月19日(金)から同年7月8日(水)午後5時まで（土日祝日を除く。）

#### (2) 本要領等に関する質問

本要領等の記載内容に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行うこととする。

##### ア 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める質問書（様式1-1）に記入し、電子メールにより教育総務課に提出すること。

イ 提出期間

令和8年6月19日(金)から同年6月26日(金)午後5時まで

ウ E-mail

e-somu@city.fujinomiya.lg.jp

エ 回答

令和8年7月3日(金)午後5時(予定)から、市公式ウェブサイトで公表する。

## 2 応募の方法

参加表明書及び応募書類の正本は、押印のある原本（添付書類を含む。）とし、副本は正本の写しとする。

(1) 参加表明

本事業に対する参加の表明は、次のとおり行うこととする。

ア 提出方法

様式集に定める様式2-1から様式2-4に必要事項を記入の上、正本1部、副本1部を用意し、持参により提出すること。

イ 提出期間

令和8年6月19日(金)から同年7月8日(水)午後5時まで（土日祝日を除く。）

ウ 提出先

富士宮市教育委員会教育部教育総務課

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町150（庁舎6階）

電話番号：0544-22-1183

エ 審査結果 参加資格の審査結果は、令和8年7月14日(火)午後5時(予定)に電子メールで通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、令和8年8月24日(月)を予定している。開催時間、場所等の詳細については、別途通知する。

(2) 応募書類の提出

応募書類の提出は、次のとおり行うこととする。

ア 提出方法

様式集に定める様式4-1から様式4-11まで（正本2部、副本15部）を用意し、持参により提出すること。なお、様式4-3から様式4-11までは、PDFデータも提出すること。提出はCD、DVD等のディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名を記載すること。

イ 提出日時

令和8年8月17日(月)午後4時まで

ウ 提出先

富士宮市教育委員会教育部教育総務課

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町150 (庁舎6階)

電話番号：0544-22-1183

(3) 提出書類

応募者が作成及び提出する応募書類は、【別表3】提出書類リストのとおりとする。

(4) 応募に当たっての留意事項

ア 本要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成、提出等の応募に係る、必要な費用は、全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合は、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止又は延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときには、公募の実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格がない者による応募

(イ) 代表事業者以外の者による応募

(ウ) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

(エ) 記名押印のない提案書による応募

(オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

(カ) 応募者及びその代理人が行った2回以上の応募

(キ) その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報を公表するときその他市が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 市の提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字、脱字等の修正については、この限りでない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

### 3 選定事業者の決定

(1) 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

ア 評価と事業者の選定

別紙事業者選定基準を参照

イ 選定結果の公表

選定結果は、令和8年8月下旬に応募者に文書で通知し、併せて市公式ウェブサイトで公表する（電話等による問合せは不可とする。）。

(3) その他

ア 市は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、いずれの応募者も本要領で定める条件に満たない場合等により、選定事業者の決定が困難であると判断したときは、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

## 第5 その他

### 1 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

市は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、当該事業者との事業仮契約及び事業契約を締結するものとする。

(2) 事業契約の締結

事業契約書の内容は、その締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

(3) 事業仮契約書及び事業契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等の作成に係る費用は、選定事業者の負担とする。

## 2 事業内容の調整

(1) 市は、事業に関する必要な調整を行うため、選定事業者に、次に掲げる資料の提出を求めることができる。

ア 空調設備の設置に関する設計業務、施工業務及び工事監理業務に関するもの

イ 空調設備の事業契約額の内訳に関するもの

ウ その他市長が必要と認めるもの

(2) 市は、選定事業者に対し、必要に応じて空調設備の設置進捗状況等の報告を求めることができるものとし、選定事業者は、遅滞なくこれに応じるものとする。

## 3 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備が短期間に一斉導入されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに市及び選定事業者による分担の考え方は、「別表４－主要リスク分担表」のとおりとする。

## 4 その他必要な事項

(1) 議会の議決

市と選定事業者による事業契約の締結に先立って、富士宮市議会の承認を受けるものとする。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、市公式ウェブサイト等により適宜提供する。

## 5 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は、次のとおりとする。

富士宮市教育委員会教育部教育総務課施設経理係

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町150（庁舎6階）

電話番号：0544-22-1183／FAX：0544-22-1242

E-mail：e-somu@city.fujinomiya.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.fujinomiya.lg.jp/3010100000/p004170.html>

富士宮市トップページ>産業・事業者>事業者向け情報>入札・契約情報>プロポーザル方式（企画提案方式）公募>令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業（設計施工一括発注方式）公募型プロポーザル

**【別表 1】対象学校一覧**

NO.	学校名	所在地	構造	対象面積 (㎡)	熱源方式
1	上野小	富士宮市下条408	S造	493.5	EHP (特例・低圧引込み)
2	富士宮二中	富士宮市豊町17-1	S造	966.0	GHP(都市ガス・L P ガス)
3	富士根南中	富士宮市小泉1996	S造	1153.8	GHP (L P ガス)

【参考】令和9・10年度 屋内運動場空調設備設置予定校一覧

NO.	学校名	所在地	構造	対象面積 (㎡)
1	東小	富士宮市矢立町227	S造	595.0
2	大宮小	富士宮市元城町2-1	S造	717.6
3	貴船小	富士宮市貴船町3-3	S造	911.4
4	富丘小	富士宮市淀師489-4	S造	790.8
5	西小	富士宮市安居山380	S造	728.0
6	大富士小	富士宮市万野原新田3992	S造	810.0
7	富士根南小	富士宮市小泉1675	S造	940.8
8	富士根北小	富士宮市村山1499	S造	530.2
9	北山小	富士宮市北山1582	S造	764.4
10	山宮小	富士宮市山宮1560-1	S造	810.0
11	上井出小	富士宮市上井出1400	S造	713.8
12	人穴小	富士宮市人穴362	S造	425.0
13	井之頭小	富士宮市猪之頭168	S造	340.3
14	白糸小	富士宮市原1115	S造	700.0
15	富士見小	富士宮市富士見ヶ丘1794	S造	494.0
16	芝富小	富士宮市長貫1323	S造	425.9
17	内房小	富士宮市内房3909	S造	360.0
18	柚野小	富士宮市上柚野88	S造	448.0
19	稲子小	富士宮市上稲子830-1	S造	390.0
20	富士宮一中	富士宮市矢立町814	S造	921.9
21	富士宮三中	富士宮市野中658	S造	845.4
22	富士宮四中	富士宮市穂波町13-1	S造	1080.0
23	富士根北中	富士宮市村山935-1	S造	868.9
24	北山中	富士宮市北山1092	S造	864.0
25	西富士中	富士宮市上井出918-1	S造	1004.5
26	井之頭中	富士宮市猪之頭999	S造	618.8
27	上野中	富士宮市精進川410	RC造	718.7
28	大富士中	富士宮市万野原新田4115-1	S造	949.6
29	芝川中	富士宮市長貫1267	RC造	1020.0
30	柚野中	富士宮市下柚野371	S造	564.0

【別表2】資本関係又は人的関係について

<p>1 資本関係</p>	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合</p> <p>(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>2 人的関係</p>	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>（ア） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>（イ） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>（ウ） 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>（エ） 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員</p> <p>ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（会社法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>エ 組合の理事</p> <p>オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者</p> <p>(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>

**【別表3】提出書類リスト**

1 質問書	様式
質問書	1-1
2 応募資格の適格審査	
参加表明書	2-1
委任状	2-2
参加資格確認申請書兼誓約書	2-3
応募者構成表	2-4
構成員の変更申請書兼誓約書	2-5
特定建設業許可証の写し（管工事・電気工事） ※単独事業者は、管工事業及び電気工事業、両方の特定建設業許可証の写しをご用意ください。 ※連合体は、構成員のうち管工事業・電気工事業を行う者の特定建設業許可証の写しをご用意ください。	-
経営規模等評価結果通知書の写し（管工事・電気工事） ※単独事業者は、管工事業及び電気工事業、両方の経営規模等評価結果通知書の写しをご用意ください。 ※連合体は、構成員のうち管工事業・電気工事業を行う者の経営規模等評価結果通知書の写しをご用意ください。	-
3 提案書作成に係る事前現地確認	
事前現地確認申込書	3-1
事前現地確認に関する質問書	3-2
4 提案書	
事業提案書類提出届兼誓約書	4-1
提案価格書	4-2
事業実施提案書1 「事業実施基本方針、事業実施体制」	4-3
事業実施提案書2 「設計及び施工のスケジュール等の実現可能性」	4-4
事業実施提案書3 「市内事業者の活用」	4-5
事業実施提案書4 「空調設備等の性能、機能」	4-6
事業実施提案書5 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	4-7
事業実施提案書6 「維持管理に関する配慮」	4-8
事業実施提案書7 「学校現場の特性を踏まえた施工時の安全対策と学校運営への配慮」	4-9
事業実施提案書8 「災害時の避難所としての特徴」	4-10
事業実施提案書9 「追加提案」	4-11

### 【別表4】主要リスク分担表

○：主たるリスクの負担者 △：従たるリスクの負担者

リスクの種類		No.	内 容	負担者	
				市	事業者
実施要領等		1	実施要領等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制 度 関 連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6	上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合等）等による事業への影響	○ ※2	
	社 会	住民対応	10	空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望等への対応	○
11			事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望等への対応		○
環 境		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動周期、有害物質の排出等）に関する対応		○
第 三 者 賠 償		13	事業者の行う業務に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不 可 抗 力		15	計画段階で想定していない又は想定以上の暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備の損害によるもの	○ ※3	△ ※3
経 済	資金調達	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	17	設計・設置段階の物価変更 (空調設備の設置費に関するもの)	○	○

リスクの種類	No	内 容	負担者		
			市	事業者	
測量・調査	18	市が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○		
	19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○	
	20	事業者が実施した測量、調査等の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
計画	設計	21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	22	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事	工事費増加	23	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		24	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事遅延	25	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設設置が完了しない場合		○
		26	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設設置が完了しない場合	○	
工事監理	27	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○	
要求性能	28	工事完成後、市が実施する引渡検査で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○	
技術進捗	29	計画・設置段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合		○	

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様に変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合等）等による事業への影響により、事業者追加費用が発生した場合、その費用は市が負担する。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者損害賠償請求を行わない。事業者追加費用その他損害が発生した場合又は第三者に損害が発生し、市若しくは事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書で定める。